

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について（お知らせ）

国土交通省において「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が決定・公表されました。同省からの要請等を踏まえて、本市においても適正な価格での契約及び技能労働者等への適正な水準の賃金の支払等を促進するため、下記のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

なお、本特例措置により契約金額を変更した場合には、従事労働者に対する適切な賃金の支払及び適正金額での下請・再委託契約の締結等に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、「2 特例措置の対象」に定める建設工事及び工事関連業務の受注者で、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）又は「令和7年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づいて積算された契約の受注者は、新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価等に基づいて積算された契約金額に変更するための協議を請求することができるものとします。

2 特例措置の対象

(1) 新労務単価の運用に係る特例措置

令和8年3月1日以降に契約を締結する予定価格（税込み）が400万円を超える工事のうち、旧労務単価を適用して設計金額を積算しているもの

(2) 新技術者単価の運用に係る特例措置（新設）

令和8年3月1日以降に契約を締結する予定価格（税込み）が200万円を超える「工事関連業務」のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

※対象案件の受注者には、工事担当課又は業務担当課（以下「工事担当課等」という。）の担当者（監督員）から個別にお知らせします。

3 変更後の契約金額の算出方法

変更後の契約金額については、次の算定式により算出します。

新労務単価の運用に係る特例措置

$$\text{変更後の契約金額} = P(\text{新}) \times k$$

P（新）：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額

k：当初契約の落札率

新技術者単価の運用に係る特例措置

$$\text{変更後の契約金額} = P(\text{新}) \times k$$

P（新）：新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額

k：当初契約の落札率

4 変更手続

ア 受注者が、**様式1**及び**誓約書**により工事担当課等に変更協議を請求します。

イ 工事担当課等において新労務単価等に基づき設計金額及び契約金額の増額分を算出し、**様式2**により受注者に通知します。

ウ 受注者が、**様式3**により工事担当課等に契約金額の増額分について承諾すれば協議が成立します。

様式1、**誓約書**及び**様式3**については、事務の効率化の観点から押印欄を廃止しました。

本市ホームページに掲載している最新の様式を使用するようにご注意願います。

5 請求期限

「履行期限の20日前」又は「契約日から2月以内」のいずれか早い日